

○登録申請時必要書類一覧表

※旅行業では財産的基礎として、営業保証金または弁済業務保証金を除いた基準資産額が第2種の場合は700万円以上、第3種の場合は300万円以上、地域限定の場合は100万円以上である必要があります。(旅行業法第6条第1項第10号)
 そのため、明らかに財産的基礎を満たしていない書類は、受理できません。必ず提出前に申請者自身で確認してください。

	※旅行業						旅行業者代理業		備 考
	新規登録		更新登録		変更登録				
	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
1. 登録申請書(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	・ 申請者住所は、法人の場合は履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の「本店所在地」、個人の場合は、住民票記載の「住所地」とすること。
収入証紙	22,000円		17,000円		11,000円		15,000円		※「収入印紙」ではなく、「収入証紙」であることに留意すること。
(2)	△	△	△	△	△	△			・ 営業所が複数ある(「主たる営業所」以外にも営業所がある)場合
(3)			△	△	△	△			・ 旅行業者代理業者がある場合
2. 定款又は寄付行為	○		○				○		・ 「目的」は、「旅行業」又は「旅行業法に基づく旅行業」が含まれること。 最新の定款又は寄付行為の写しを提出すること。 ※法人設立時の原始定款を提出する場合、認証ページ写も必要。 ※定款と登記簿謄本の記載内容が異なる場合、議事録添付が必要。 ※現行定款を提出する場合、代表者印の押印があるものが必要。
3. 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)	○		○				○		・ <u>申請日を含め3ヶ月以内</u> に発行され、変更事項については新旧の関係が記載されているもの。
住民票		○		○				○	・ <u>申請日を含め3ヶ月以内</u> に発行されたもの。
4. 役員・事業者の欠格事由に該当しない旨の宣誓書	○	○	○	○			○	○	・ 法人の場合、監査役を含む全役員の宣誓書(<u>日付も含め全て自署</u>) ・ 個人の場合は申請者本人(<u>日付も含め全て自署</u>)
5. 旅行業務に係る事業の計画	○	○	○	○	○	○	○	○	
航空券発券に係る契約書の写し	△	△			△	△			・ 発券契約等がある場合
海外手配業者等との契約書の写し	△	△			△	△			・ 海外手配業者等と契約がある場合
6. 旅行業務に係る組織の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	・ 旅行業務を取り扱う部署及び関連部署の組織図。選任した管理者は必ず明記すること。
7. 直近の「法人税確定申告書の写し」及び「添付書類の写し」 (法人の場合)	○		○		○				・ 直近に申告した確定申告書全頁及び次の添付書類の全頁の写し 「貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・勘定科目内訳明細書」 「会社法第396条に基づく公認会計士又は監査法人による財務監査証明書」又は「金融商品取引法 ・ に基づく有価証券報告書」がある場合は、確定申告書に代えることができる。 法人設立後、最初の決算期を終了していない法人は、商法第19条第2項及び商法施行規則第7条 第1項に規定する開業時の貸借対照表を提出すること。 ・ <u>記載事項の内訳等を確認するため追加資料を求める場合もあります。</u>

○登録申請時必要書類一覧表

※旅行業では財産的基礎として、営業保証金または弁済業務保証金を除いた基準資産額が第2種の場合は700万円以上、第3種の場合は300万円以上、地域限定の場合は100万円以上である必要があります。(旅行業法第6条第1項第10号)
 そのため、明らかに財産的基礎を満たしていない書類は、受理できません。必ず提出前に申請者自身で確認してください。

	※旅行業						旅行者代理業		備考
	新規登録		更新登録		変更登録				
	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
財産に関する調書 (個人の場合)		○		○		○			・ 申請間近に作成した「調書」と預貯金の「残高証明書」 ・ 土地・建物を所有する場合は、その「固定資産評価証明書」又は「不動産鑑定評価書」 ・ 備品を資産とする場合は、「確定申告書類の写し」 ※ 記載事項の内訳等を確認するため追加資料を求める場合もあります。
8. 旅行業務取扱管理者									
選任一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	
合格証又は認定証の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	・ 合格証または認定証の氏名と現在の氏名が異なる場合、戸籍抄本を添付すること。
定期研修の修了証書	○	○	○	○	○	○	○	○	・ 5年以内に旅行業務取扱管理者等の資格取得者は不要。 ・ 新規登録の場合、修了証書に替えて「旅行業務取扱管理者定期研修受講に係る誓約書」でも可。 (代表者自署) ・ 修了証の氏名と現在の氏名が異なる場合、戸籍抄本を添付すること。
履歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	
欠格事由に該当しない旨の宣誓書	○	○	○	○	○	○	○	○	・ (日付も含め全て自署) ※ 個人事業者又は役員が管理者の場合は、重複提出不要
9. 事故処理体制についての書類	○	○	○	○	△	△			・ 第二種・第三種旅行業の事業者でも海外業務を行う場合は、海外での事故にも対応し得るよう社内体制を整えること
10. 旅行者代理業業務委託契約書の写し							○	○	
11. 旅行業約款(標準旅行業約款と同一のもの)	○	○			○	○			
旅行業約款認可申請書	△	△			△	△			・ 標準旅行業約款以外の約款を使用する場合
12. 旅行業協会の発行する入会確認書又は入会承認書	△	△							・ 登録後直ちに旅行業協会の保証社員となることを希望する場合
13. 営業保証金供託書又は弁済業務保証金 分担金納付書の写し			○	○	○	○			